

住宅用火災警報器キャンペーンの実施について

消防局では、5月24日から6月30日まで住宅用火災警報器キャンペーンを実施します。このキャンペーンは、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置がすべての住宅に義務化（当消防局管内の市町は平成23年6月1日より）されて約10年が経過することから、設置の徹底と適正な維持管理を周知し、また高齢者を中心に住宅火災による被害の更なる軽減を目的とする啓発キャンペーンです。

西消防署では、このキャンペーンの一環として、住警器の普及促進を目的に西火災予防協会と連携して住警器の無償貸与を次のとおり実施します。

1 機器及び個数

単独型煙式住宅用火災警報器（予定個数：50 個）

※予定個数に達した時点で終了します。

※貸与する個数については横浜市火災予防条例のとおりとします。

2 対象者

西区在住で住警器が未設置住宅（新築は除く）のうち、以下のいずれかの条件に該当する方（世帯）

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 75 歳以上の方のみの世帯

※上記年齢は、令和3年4月1日現在とします。

3 貸与期間

住警器を設置してから1年間

（やむを得ない理由により返還できない及び耐用年数を経過したときは、除きます。）

4 申し込み

6月1日（火）から受付を開始します。機器の貸与を希望する方は、電話又は直接、消防署（総務・予防課予防係）の窓口へお越し下さい。

お申し込み後、消防職員が貸与希望者宅に伺い、住宅防火診断（防災訪問）を行います。その結果を受けて、貸与の可否の決定をします。

5 費用負担

機器の設置に要する費用は、無料です。

ただし、設置した機器の作動に要する電池等は、貸与を受けた方のご負担となります。

6 その他

- (1) 貸与を受けた方は、機器の貸与を必要としなくなったときは、速やかに消防署にその旨を連絡し、返還してください。
- (2) 貸与を受けた方は、機器を適正に維持管理し、譲渡、貸出など本貸与の目的以外に使用しないでください。
- (3) 住警器の取付け支援をご希望される場合、消防職員が機器の取付けを行います。お気軽にご相談ください。

【参考】西火災予防協会

西区内の事業所など 236 会員で構成し、防火・防災への取り組みを行っている協会です。火災件数の減少を目指して出火防止広報を行うことや住宅用火災警報器の普及啓発などの事業を行っています。

【事務担当】

西消防署総務・予防課予防係

山下、駒澤、根本

TEL/FAX : 3 1 3 - 0 1 1 9